

答 申 書

令和 6 年12月26日

郡山市廃棄物減量等推進審議会

令和6年12月26日

郡山市長 品川 萬里 様

郡山市廃棄物減量等推進審議会
会 長 中 野 和 典

ごみ減量化推進のための生活系ごみ処理費用の適正負担等について（答申）

令和元年5月31日付け 31 郡3R第523号で諮問がありましたこのことについて、
別紙のとおり答申します。

別紙

はじめに

郡山市廃棄物減量等推進審議会は、2019（令和元）年5月に「ごみ減量化推進のための生活系ごみ処理費用の適正負担について」の諮問を受け、これまで慎重に審議を重ねてきた。2020（令和2）年11月には「ごみ処理費用全体の有料化の導入は、（中略）、市民生活に与える影響が大きく、理解が得られにくい」こと、「粗大ごみの有料化導入による効果や影響を検証し、課題の整理を行い、そして、今後においても生活系ごみ全体の処理費用の適正負担について、継続して丁寧に審議を積み重ね、市民の理解と協力を得て、本市の地域性などにも配慮した最適な制度の構築を目指す」ことを中間答申としてとりまとめた。

諮問を受けた2019（令和元）年以降、令和元年東日本台風による水害、2度にわたる福島県沖地震、新型コロナウイルス感染症のまん延など、市民の生活様式を変化させる出来事が立て続けに発生し、これらに起因する災害関連ごみや巣ごもり需要によるものと思われるごみにより、東日本大震災以降ようやく減少しはじめたごみ排出量は一時増加に転じた。2020（令和2）年度には、郡山市の1人1日当たりごみ排出量が中核市ワーストとなり、この不名誉な状況は、2022（令和4）年度まで3年連続となっている。ごみ減量化推進のための施策はもはや喫緊の課題であると言わざるを得ない。

少子高齢化による人口減で地方財政が今後ますます厳しくなると予想される中、ごみ減量化の推進は、ごみ処理に要する経費の削減やごみ処理施設の長寿命化につながることから、財源を他の市民サービスに振り向けることができる重要な事項である。こうした状況を踏まえ、本審議会では、本市を取り巻く情勢や将来的な課題を踏まえながら検討と審議を重ね、審議会の総意として次のような結論に達したものである。

1 生活系ごみの処理費用の適正負担について

2019（令和2）年11月30日の中間答申において、「粗大ごみの有料化導入による効果や影響を検証し、課題の整理を行い、そして、今後においても生活系ごみ全体の処理費用の適正負担について、継続して丁寧に審議を積み重ね、市民の理解と協力を得て、本市の地域性などにも配慮した最適な制度の構築を目指す」としたところであるが、粗大ごみの有料化導入は、令和元年東日本台風及び2度の福島県沖地震による被害、新型コロナウイルス感染症まん延等による経済状況の停滞、ここ数年の原材料価格上昇に伴う物価高騰などを踏まえ、市民に新たな追加負担を求めるべきではないとの判断から見送られている。しかしながら、本市の1人1日当たりごみ排出量は3年連続で中核市ワーストという危機的な状況であり、早急な対策が求められているところである。

市は、生活系ごみの排出量が多い原因について、通常のごみに加えて災害関連ごみや感染症まん延に起因するごみを排出する期間が長く続いたことにより、ごみを減量する意識が薄れたのではないかと分析しており、市民の意識を再びごみ減量へ誘導するため、生ごみ減量やリユーススポットの運営などの施策に積極的に取り組んでいる。ごみ減量の流れを長期にわたり維持するためには、市民の意識改革は必要不可欠であり、現在の市の取り組みは必要なものであると理解できるが、ごみ減量が喫緊の課題であるということを踏まえれば、即効性が高い施策の実施も選択肢に入れておくことは重要である。今後については、現在実施中の施策の効果を検証しながら、粗大ごみをはじめ生活系ごみ全体の有料化について引き続き検討していくことが必要であると考えらる。

2 廃棄物処理手数料について

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（以下「条例」という。）第 43 条による廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）については、第 45 条で「廃棄物の排出及び搬入並びに処理の実態又は処分要する費用等を勘案し、適切に見直さなければならない」とされている。2024(令和 6)年 3 月 26 日開催の当審議会において提出された「資料 1」によれば、現在の手数料は 1995（平成 7）年 10 月に改定され約 30 年が経過している一方、処理費用から算出する手数料の試算では、最低のものが 10 kg 当たり 150 円となることから、現在の手数料は安価であると言わざるを得ない。また、「ごみ減量政策（山谷修作著）」によれば、手数料を 30% から 50% 引き上げると、平均で 11.6% のごみ減量効果が見込まれるというデータもある。これらのことから、手数料については見直すべきである。

見直し後の手数料については、「資料 1」で試算した、10 kg 当たり 150 円、200 円、250 円となるが、2024(令和 6)年 7 月 19 日開催の当審議会において提出された「資料 2」の、中核市及び周辺自治体にアンケート調査を実施した結果も踏まえると、郡山市における適正な手数料は、10 kg 当たり 150 円（税抜）が妥当と考える。

なお、現在、生活系ごみが 10 kg 当たり 50 円（税抜）、事業系ごみが 10 kg 当たり 100 円（税抜）と、手数料に差がついているが、生活系ごみの事前手続きによる無料化措置を継続することにより、市民生活への影響は最小限に抑えることが可能であるため、生活系、事業系ともに同一手数料とすることが適当であると考えらる。

更に、手数料の見直し時期については、排出者や一般廃棄物収集運搬許可業者に対し十分な周知期間を設けた上で、早期に実施することが望ましい。

また、見直し後の手数料のあり方についても、条例第 45 条の規定では、適切に見直すことが求められていることから、ごみ排出量の推移及びごみ処理の状況並びに施設の整備費用など原価償却費の算入についても総合的に鑑み、定期的に検証をすることが必要である。

資料 1 (令和 5 年度第 3 回審議会 (2024(令和 6) 年 3 月 26 日開催) 資料より)

1 現在の手数料

50 円/10 kg (生活系ごみ、税抜)、100 円/10 kg (事業系ごみ、税抜)

2 処理費用から算出する手数料の試算

(1) 処理費用

		数値	算定の方法
ごみ排出量 [A]		134, 442. 00 t	2019 年度から 2022 年度までの平均
収入	ごみ処理手数料 [B]	766, 794, 024 円	
	ごみ処理費用 [C]	2, 877, 527, 004 円	
支出	減価償却相当額 [D]	684, 713, 129 円	両クリーンセンター、リサイクルプラザ、河内埋立処分場の施設建設費を、それぞれの償却期間で除して合算した年平均額 (修繕費、長寿命化工事費含まず)

(2) 処理費用から算出される手数料の試算

ごみ処理費用 [C] ÷ ごみ排出量 [A]	=21, 403 円/t (税込) =19, 458 円/t (税抜) <u>≒200 円/10kg (税抜)</u>
(ごみ処理費用 [C] - ごみ処理手数料 [B]) ÷ ごみ排出量 [A]	=15, 700 円/t (税込) =14, 273 円/t (税抜) <u>≒150 円/10 kg (税抜)</u>
(ごみ処理費用 [C] + 減価償却相当額 [D]) ÷ ごみ排出量 [A]	=26, 496 円/t (税込) =24, 088 円/t (税抜) <u>≒250 円/10 kg (税抜)</u>
(ごみ処理費用 [C] + 減価償却相当額 [D] - ごみ処理手数料 [B]) ÷ ごみ排出量 [A]	=20, 793 円/t (税込) =18, 903 円/t (税抜) <u>≒200 円/10 kg (税抜)</u>

3 見直し後の手数料

案 1 150 円/10 kg

案 2 200 円/10 kg

案 3 250 円/10 kg

資料2 (令和6年度第1回審議会(2024(令和6)年7月19日開催)資料より)

中核市及び県内周辺自治体アンケート調査結果(処理料金)

(回答中核市 47市/61市、回答県内団体等 14団体等/15団体等)

1 回答の状況

10 kg当たり料金 (税込)	中核市		県内	
	生活系	事業系	生活系	事業系
250 円～	1	1	0	0
～250 円	0	3	0	0
～200 円	7	9	0	1
～150 円	8	13	1	1
～100 円	10	15	2	8
～50 円	3	1	2	1
無料	9	1	6	0
品目により料金差あり	9	4	3	3

※中核市は市の数、県内は市及び一部事務組合の数

2 回答のあった料金の平均(税込料金)

	生活系	事業系
中核市	123.3 円/10 kg (29 市)	131.2 円/10 kg (42 市)
県内	81.0 円/10 kg (5 団体等)	101.8 円/10 kg (11 団体等)

※生活系は、「無料」「品目により料金差あり」と回答した自治体を除く

3 あわせ産廃の受入について

郡山市のクリーンセンターにおいては、1972(昭和47)年から一部産業廃棄物の受入れを行っているが、一般廃棄物処理施設であるクリーンセンターにおいて産業廃棄物を受け入れることについての是非も検討した。

今日までの取り扱いの根拠となる条例第42条が規定された背景には、当時、民間産業廃棄物処理施設の不足により産業廃棄物の処分が滞ることを避けるという意図があったが、現在、市内外に民間の産業廃棄物処理施設が多く存在しているほか、2024(令和6)年7月19日開催の当審議会において提出された「資料3」のとおり、市とこれら民間施設の処分料金の格差は最大で10倍以上となっている。また、クリーンセンターで受け入れた産業廃棄物は、焼却された後、焼却灰は市の埋立処分場で処分されているが、産業廃棄物の処理を行わないことにより、クリーンセンターの劣化軽

減や埋立処分場の延命化が図られ、ごみ処理費用の削減につながり将来的な手数料額の上昇を抑える効果があることから、条例第42条に基づく産業廃棄物の受入れを見直す必要がある。

見直しの方法として、クリーンセンターでの受入停止と、廃棄物処分手数料額を民間施設並みに引き上げることの2案で審議した結果、現在は民間処理施設の能力が充分であると考えられること、また、解体木くず等をチップ化しリサイクルする民間施設の活用を促進することでごみ減量化が図れること、さらに、2024(令和6)年7月19日開催の当審議会において提出された「資料4」のとおり、あわせ産廃を受け入れていない中核市及び県内周辺自治体も多数であることから、クリーンセンターでのあわせ産廃の受入は停止することが妥当であると考ええる。

また、受入停止の実施時期については、事業者の混乱を避けるため、手数料の見直し時期と同様、十分な周知期間を設けた上で、早期に実施することが望ましい。

なお、実施に当たっては、不法投棄防止対策について充分検討されたい。

資料3 (令和6年度第1回審議会(2024(令和6)年7月19日開催)資料より)
市と民間施設の処分料金

(10 kg当たりの税込料金)

	処理方法	紙くず	木くず	繊維くず	植物性残さ
郡山市	焼却	110 円	110 円	110 円	110 円
A 社		495 円	495 円	495 円	1,320 円
B 社		330 円	330 円	-	550 円
C 社	破碎 (リサイクル)	-	220 円	-	-
D 社		550 円	330 円	440 円	-
E 社		440 円	385 円	-	-

※郡山市の料金は事業系一般廃棄物の処分料金

資料4 (令和6年度第1回審議会(2024(令和6)年7月19日開催)資料より)
中核市及び県内周辺自治体アンケート調査結果(産業廃棄物の受入状況)
(回答中核市 47 市/61 市、回答県内団体等 14 団体等/15 団体等)

	中核市	県内
受入している	17 市 (36%)	5 団体 (36%)
受入していない	30 市 (64%)	9 団体 (64%)

※中核市は市の数、県内は市及び一部事務組合の数

おわりに

我が国においては、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という世界が直面している3つの危機に対し、相互に関連するこれらの問題の相乗効果(シナジー)を拡大し、トレードオフを最小化する取り組みを積極的に推進することにより、早急に文明・経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる循環共生型社会を実現していくことが重要とする第六次環境基本計画を2024(令和6)年5月に閣議決定した。

さらに、2024(令和6)年8月に閣議決定された第5次循環型社会形成推進基本計画では、廃棄物等の発生抑制(ごみ減量)や循環資源の再使用・再生利用(再資源化)を推進し循環経済への移行を国家戦略に位置付け、地方自治体にもサーキュラーエコノミーに向けた取り組みを求めるなど、環境負荷の削減を進めることとしている。

(1) 郡山市の現状と取り組み

郡山市においては、2022(令和4)年3月に策定した「郡山市第四次環境基本計画」で「資源が循環する持続可能なまちづくり」を計画の柱の1つとしたほか、2024(令和6)年4月の行政組織改編では、新たに「5R推進課」「資源循環課」を設置し、ごみ減量や資源循環に向け取り組みを積極的に推進することとしている。

また、2024(令和6)年11月には郡山市一般廃棄物処理計画を改訂し、「中核市1人1日当たりごみ排出量ワースト1位返上に向けたロードマップ」によるごみ減量政策や資源循環の取り組み強化を明記したほか、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、ごみ処理施設では国内初となる「固体吸収法によるCO2分離回収技術」の実証試験を行うなど、課題克服に向けた政策展開が着実に行われていると理解しており、これらの取り組みがごみ減量や資源循環を促進するものと考えている。

このような中において、30年近く改定されていない廃棄物処理手数料を改定することにより、市民や事業者に積極的なリサイクル意識を喚起するとともに、適正なごみの搬入及び、あわせ産廃を受入停止にすることにより、事業者が民間リサイクル施設を利用するよう誘導し、更なるごみ減量を加速させることができるものと考えている。

(2) 課題の克服

持続可能な開発目標(SDGs)の目標12「つくる責任、つかう責任」では、資源の無駄使いをなくし、持続可能な消費と生産に取り組むため、「食料廃棄の半減」や「廃棄物の発生防止、削減、再利用による廃棄物の大幅削減」といったターゲットを定めており、2019(令和元)年7月1日に県内で初めて選出された「SDGs未来都市」である郡山市においてもごみ減量は喫急の課題である。

本答申においては廃棄物処理手数料とあわせ産廃の受入れについて考えを示したが、これによってごみ減量化が進み郡山市が目標とする 2027 年度の市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量 970 グラムの達成度合いを随時検証し、いわゆる「ごみ袋の有料化」も含めた新たな施策についても導入を検討すべきと考える。

結びに

当審議会は、この答申に基づいて、これまで以上に市民、事業所、行政が互いに連携し、ごみの減量化や再資源化に積極的に取り組むことにより、環境負荷の少ない、持続可能な循環型社会の構築実現を期待するものである。

郡山市廃棄物減量等推進審議会委員

(任期：2023（令和5）年8月10日～2025（令和7）年8月9日）

会 長	中野 和典
副会長	堀川 紀房
委 員	大槻 礼子
委 員	小野 広司
委 員	影山 敏宏
委 員	菅野 良子
委 員	菅家 伸一
委 員	小林 清美
委 員	小林 裕子
委 員	佐藤 正樹
委 員	鈴木 光二
委 員	関根 英樹
委 員	中山 可那子
委 員	沼田 大輔
委 員	伴 多恵子
委 員	平田 千春
委 員	藤原 賢一
委 員	源川 博久
委 員	柳田 栄喜
委 員	吉田 眞希子

検討の経過

	月日	検討事項等
1	令和元年5月31日	ごみ減量化推進のための生活系ごみ処理費用の適正負担について（諮問） 生活系ごみ処理費用の適正負担の推進について
2	令和元年7月12日	粗大ごみの処理費用の適正負担について
3	令和元年8月20日	粗大ごみの処理費用の適正負担について 中間答申案について
4	令和2年10月29日から 11月12日まで	（書面開催） 中間答申（案）について
5	令和2年11月30日	中間答申（粗大ごみ有料化について）
6	令和3年9月8日から 9月24日まで	（書面開催） 会長・副会長の選出について 郡山市災害廃棄物処理計画（案）について
7	令和3年12月27日から 令和4年1月31日まで	（書面開催） 本市のごみの減量等への取り組みやりサイクル向上等について
8	令和5年9月12日	これまでの審議経過について ごみを取り巻く現状について ごみ減量の施策について
9	令和5年10月26日	廃棄物搬入料金について 郡山市一般廃棄物処理基本計画の改訂について
10	令和6年3月26日	郡山市一般廃棄物処理基本計画の改訂について 廃棄物搬入料金について
11	令和6年7月19日	一般廃棄物搬入料金について あわせ産廃の取り扱いについて
12	令和6年11月11日	答申書（案）について